

男女共同 参画推進本部 ニュース

No.18 2006.8.15



東アジア男女共同参画担当大臣会合で議長を務める猪口内閣府特命担当大臣（少子化・男女共同参画）

Contents

- P.1** ●「東アジア男女共同参画担当大臣会合」の開催
●猪口内閣府特命担当大臣（少子化・男女共同参画）の米国及び韓国訪問について
- P.2** ●「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」の開催
●「男女共同参画社会づくり功労者表彰（内閣官房長官表彰）及び女性のチャレンジ賞・支援賞・特別部門賞表彰（男女共同参画担当大臣表彰）」
- P.3** ●安倍内閣官房長官・猪口内閣府特命担当大臣（少子化・男女共同参画）との懇談会の開催
- 女性の参画指数について
●「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律及び労働基準法の一部を改正する法律」について
●女性起業家向けメンター紹介サービス事業について
●男女共同参画担当委員の役割と活動
- P.4** ●平成18年度「女性のキャリア形成支援推進研修」の開催
●INFORMATION
●男女共同参画宣言都市3周年記念事業（三重県四日市市）
●「農山漁村男女共同参画活動いきいきフォトコンクール」の実施について

国内本部機構の活動状況

「東アジア男女共同参画担当大臣会合」の開催

6月30日（金）、7月1日（出）に、「東アジアにおけるジェンダーの平等を目指して」をテーマとし、東京にて開催しました。

本会議は、東アジアの男女共同参画に関する初の閣僚会合であり、日本が主催するとともに、議長は猪口内閣府特命担当大臣（少子化・男女共同参画）が務めました。また、呼びかけた全16カ国（中国、韓国、ASEAN10カ国（インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ブルネイ、ベトナム、ラオス、ミャンマー、カンボジア）、オーストラリア、ニュージーランド、インド、日本）・2国際機関（ESCAP、UNDP）のうち14の国・国際



機関から大臣クラスの参加を得、有意義な各国報告とテーマ別討議が行われました。

今回の日本国主催の東アジア男女共同参画担当大臣会合が成功したことから、本閣僚会合を年次開催するプロセスを立ち上げる決定を含む「東京閣僚共同コミュニケ」が全会一致で採択されました。

会議では、各出席者より東アジアという地域で男女共同参画をテーマに閣僚会合を開催することの意義が深いことが確認され、今回の会合は、東アジアにおけるジェンダーの平等・平和・開発の大きな進歩に向けた歴史的な一歩であると評価されました。また次回会合は2007年にインド、第三回会合は2008年に韓国で開催することが決定されました。

詳細は、局HPからもご覧いただけます。

<http://www.gender.go.jp/eastasia/2006index.html>

猪口内閣府特命担当大臣（少子化・男女共同参画）の米国及び韓国訪問について

猪口内閣府特命担当大臣（少子化・男女共同参画）は、7月11日から14日まで米国、18日から19日まで韓国を訪問しました。

米国では、東アジア男女共同参画担当大臣会合の議長国として参加国より国連等主要国際機関に成果

文書の伝達を委任されていることから、バルセナ国連官房長に成果文書を手交したところ、今次の東アジアでの取組を参考に、世界各地で地域単位の同様の取組を進める必要性を国連として認識している旨の発言を得ました。また、チャオ労働長官との会談において、女性の登用や仕事と家庭の両立支援策、日本では昨年の総選挙の結果、女性の衆議院議員数が憲政史上最多となったこと等につき意見交換したほか、猪口大臣から、東アジア男女共同参画担当大臣会合について説明し、強い関心と共感を得ました。その他、CSIS（国際戦略研究所）と米国連邦議会日本研究グループにおいて講演を行いました。

韓国では、初の女性総理であるハン総理から、少子化対策について日本の取組を参考にしており、今後両国で情報交換や政府間交流等を一層進めていきたい旨の発言がありました。また、チャン女性家族部長官とは、東アジア男女共同参画担当大臣会合について、第三回会合（2008年）の韓国開催の決定を踏まえ、今後の深化・発展のため、両国が積極的な役割を果たすことを確認したほか、ユ保健福祉部長官とは、世界で最も急速に少子化が進行している日韓両国の現状について意見交換を行い、いずれの長官とも、今後、両国間の連携を一層密にするために、政府担当者間の情報交換や交流、少子化問題及び男女共同参画に関する共同調査やシンポジウムの開催について合意したところです。



韓国中央庁舎に勤務する職員の子女用の保育所を視察する猪口大臣(ソウル)

「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」の開催

男女共同参画推進本部では、6月23日から29日まで「男女共同参画週間」を実施しました。これは、男女共同参画社会基本法の目的や基本理念に関する国民の理解を深め、国民各界・各層において、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取組が行われるよう機運の醸成を図ることを目的に、平成13年から行っているものです。

内閣府では、6月26日、東京厚生年金会館大ホールにおいて「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」を開催し、約1,200名が参加しました。

主催者、来賓あいさつの後、「男女共同参画社会づくり功労者表彰」、「女性のチャレンジ賞・支援賞・特別部門賞」、「男女共同参画週間」標語の、それぞれ受賞者・受賞団体が紹介されました。続いて、猪口内閣府特命担当大臣（少子化・男女共同参画）による基調講演が、「ひとりひとりが幸せな社会のために」をテーマに行われ、参加者は熱心に耳を傾けていました。また、「あらゆる分野における女性の参画促進」をテーマに行われた有識者によるシンポジウムでは、活発な意見交換が行われました。



男女共同参画社会づくり功労者表彰(内閣官房長官表彰)及び女性のチャレンジ賞・支援賞・特別部門賞表彰(男女共同参画担当大臣表彰)

男女共同参画社会づくり功労者表彰及び女性のチャレンジ賞・支援賞・特別部門賞表彰式が平成18年6月26日に総理大臣官邸において執り行われました。功労者表彰は、多年にわたり男女共同参画社会づくりに顕著な功績のあった個人を内閣官房長官が顕彰し、その功績を称えとともに、男女共同参画社会づくりに対する国民の一層の関心を高め、男女共同参画社会の形成の促進に資することを目的として、平成9年度より実施しているもので、10名が表彰されました。また、女性のチャレンジ賞等の表彰は、起業、NPO法人での活動、地域活動等にチャレンジすることで輝いている女性個人・女性団体・グループ等を顕彰し、チャレンジの身近なモデルを示すこと等によって、男女共同参画社会の実現のための機運を高めることを目的として、平成16年度より実施しているものです。女性のチャレンジ賞3名・1団体、支援賞1団体、特別部門賞2名・1団体が表彰されました。



安倍内閣官房長官・猪口内閣府特命担当大臣（少子化・男女共同参画）との懇談会の開催

平成18年6月26日、安倍内閣官房長官と猪口内閣府特命担当大臣（少子化・男女共同参画）は、男女共同参画社会づくり功労者表彰受賞者、女性のチャレンジ賞・支援賞・特別部門賞受賞者及び男女共同参画に関して深い見識を有する各界の有識者を招いて、内閣総理大臣官邸において懇談会を開催しました。

懇談会には、男女共同参画推進本部長である小泉内閣総理大臣を始め、男女共同参画会議議員、国会議員、えがりてネットワーク議員、各界有識者等約200名が出席しました。

小泉内閣総理大臣及び猪口大臣のあいさつの後、男女共同参画社会づくり功労者及び女性のチャレンジ賞・支援賞・特別部門賞表彰受賞者が紹介され、男女共同参画に関して親しく懇談が行われました。



女性の参画指数について

平成17年度内閣府の委託調査で、国や各都道府県における女性のチャレンジ支援策の進捗状況を測定・評価するための分かりやすい指標を試算しました。

指標の開発にあたっては、①「女性のチャレンジ支援策について」（男女共同参画会議基本問題専門調査会、平成15年4月）で示された9分野（雇用・起業・NPO・農林水産・研究・各種団体・地域・行政・国際）のいずれかにあてはまる、②データが公開されている、③時系列にデータを捕捉できる等の基準で指標化に相応しいデータを選択し、全国・都道府県について「全国」の2000年の値を1として全ての実数値データを指数化し、分野ごとに統合指数を作成しました。

今後、本調査を参考に、様々な視点による試算や検討がなされることが期待されます。また、各都道府県が女性のチャレンジ支援に一層努めていくことが期待されます。調査の概要は局HPからもご覧いただけます。<http://www.gender.go.jp/sankakushisuu/shisuu-index.html>

「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律及び労働基準法の一部を改正する法律」について

厚生労働省では、平成16年9月から、男女雇用機会均等の更なる推進のための方策について、労働政策審議会雇用均等分科会において議論を行っていたところであり、平成17年12月に今後の男女雇用機会均等対策について同審議会から建議がなされました。この建議を踏まえ、①男女双方に対する差別の禁止や雇用ステージの追加、間接差別の禁止など性差別禁止の範囲の拡大等、②妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止、③セクシュアルハラスメントに関する事業主の雇用管理上の義務の強化、④女性の坑内労働に関する規制の緩和等を内容とする「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律及び労働基準法の一部を改正する法律案」を第164回通常国会に提出しました。

同法律案は4月28日に参議院において見直し条項について一部修正の上可決、6月15日に衆議院において可決・成立し、6月21日に公布され（平成18年法律第82号）、平成19年4月1日から施行されることとなっています。

女性起業家向けメンター紹介サービス事業について

厚生労働省では、起業してから経験の浅い「駆け出し」女性起業家に対して、先輩として助言する女性起業家（メンター）を紹介する「女性起業家向けメンター紹介サービス事業」をWWBジャパンに委託して全国的に実施します。

起業は、子育て期にある女性の働き方の選択肢の一つとして注目され、実際に起業にこぎつけた子育て女性も目立ち始めています。

しかし、女性は男性に比べ職場経験が短く、子育て期のブランクを抱える女性特有の悩みがあり、かつ、育児や家事等の家庭責任と両立しながら行う場合が多いことから、経営上のノウハウの提供や問題に直面した場合の対応等について、同様の経験、問題乗り越えてきた先人としてのアドバイスを与えるメンター（先輩の助言者）の存在が、起業を成功に導く上で大きな助けとなるものです。

メンター紹介サービス事業は、起業して1、2年程度の経験の浅い女性起業家を中心に、直面する様々な悩みについて相談できるメンターを紹介し、1年間継続的な相談サービスを提供するものです。（利用無料）

なお、詳細については、厚生労働省ホームページに掲載しておりますので、ご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2006/06/h0613-1.html>

男女共同参画担当委員の役割と活動

男女共同参画に関する政府の施策についての苦情

の処理については、「男女共同参画基本計画」（平成17年12月27日閣議決定）において、行政相談委員を含む行政相談制度など既存の制度の積極的な活用により、その機能の充実を図ることとされています。

これを踏まえ、総務省行政評価局では、全国約5,000人の行政相談委員の中から男女共同参画に関する政府の施策についての苦情の処理に関して中心的な役割を果たす委員を「男女共同参画担当委員」に指名し、各都道府県に少なくとも男女各1名を含む形で配置しています。その数は、平成18年7月現在、182名（男性63名、女性119名）となっています。

「行政相談委員」は、自宅のほか、公民館などで定期的に相談所を開設するなどして、国等の行政に関する苦情や問い合わせを受け付け、その解決のための助言や関係機関に対する通知を行っています。

「男女共同参画担当委員」は、これに加え、地域の男女共同参画センターを始め、住民に身近なところで相談所を開設し、広く、男女共同参画に関する施策についての苦情や意見・要望を受け付けています。

気軽に相談をお寄せ下さい。

男女共同参画担当委員の氏名、相談所の開設スケジュールなど詳しくは、最寄の管区行政評価局・行政評価事務所にご照会下さい（行政苦情110番「0570-090110」各局・所のホームページへのリンク一覧「http://www.soumu.go.jp/hyouka/tihou_h_f.htm」）。

平成18年度「女性のキャリア形成支援推進研修」の開催

独立行政法人国立女性教育会館では、7月12日～14日の日程で「女性のキャリア形成支援推進研修」を開催しました。女性関連施設等職員、大学・短大の教職員、団体・グループ・NPO等のリーダー等、全国各地から110名のご参加をいただきました。

今年度の研修は、「キャリア」をどのように捉えるか、また「キャリア形成支援」とは女性がどのような力を身につけていくことを支援するか等、支援者として基本となる内容に重点を置いた学習を内容としました。また、国立女性教育会館独自の研修として、これまで取り組んできた「生涯学習の活用と女性のキャリア形成に関する調査研究」の成果の報告、「女性のキャリア形成支援サイト」の活用等、調査研究・情報事業との連携を一層強く図りました。プログラムは、①実態把握力の向上（社会における男女格差、国の施策、キャリア形成支援の現状と課題、今後の支援の方向性）、②実践力の向上（女性の目的意識づくりの方策、情報活用力、ロールモデルの活用法、女子学生へのキャリア形成支援方策、地域における女性のキャリア形成支援の場づくり、キャリアカウンセリング）、③参加者の交流、を柱とした有意義な研修となりました。



INFORMATION

男女共同参画宣言都市3周年記念事業 （三重県四日市市）

日時：平成18年10月1日(日)

場所：四日市市本町プラザ

四日市市男女共同参画センター

主催：内閣府、四日市市、
「つどいよっかいち女と男」実行委員会

内容：テーマ「ワーク・ライフ・バランス
～自分らしく生きることをめざして～」

●男女共同参画推進本部報告

●四日市市の取組報告

●パネルディスカッション

コーディネーター 松井真理子氏

パネリスト 阿部 正浩氏、

ジュネジャ・レカ・ラジュ氏、

三隅 佳子氏

※当日、午前は「つどいよっかいち女と男」(ワークショップ、展示など)を開催

問い合わせ先：三重県四日市市市民文化部男女共同参画課
TEL：059-354-8331

「農山漁村男女共同参画活動いきいき フォトコンクール」の実施について

農林水産省では、「農山漁村男女共同参画活動いきいきフォトコンクール」を実施し、農林水産業・農山漁村の男女共同参画の推進に積極的に取り組んでいる市町村等を表彰します。

●主 催：農林水産省

●応募期間：平成18年7月1日～9月30日

●応募資格：撮影者及び市町村による共同応募

●応募先：農林水産省男女共同参画推進本部事務局
(都道府県、農政局等経路による送付)

●応募内容・様式：市町村の農林水産業・農山漁村における男女共同参画推進事例に関するもので「男女が共同していきいきと取り組んでいる」様子が表現された写真（デジタルカメラによる撮影も含む）

応募作品は、2L版～4つ切りサイズのカラープリントで、未発表のもの

●表彰：優秀作品には農林水産大臣賞等を授与

○本件に関する問い合わせ先：

農林水産省経営局普及・女性課

女性・高齢者対策推進室

TEL：03-3591-5831

○当関係資料のHP掲載先URL

(農林水産省ホームページ)

http://www.maff.go.jp/www/press/2006/20060621press_6.html

編集・発行：内閣府男女共同参画局

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1

記事に関する問い合わせ先

TEL：03-5253-2111(代) FAX：03-3581-9566

発行日：偶数月の15日発行

インターネットホームページ <http://www.gender.go.jp/>